

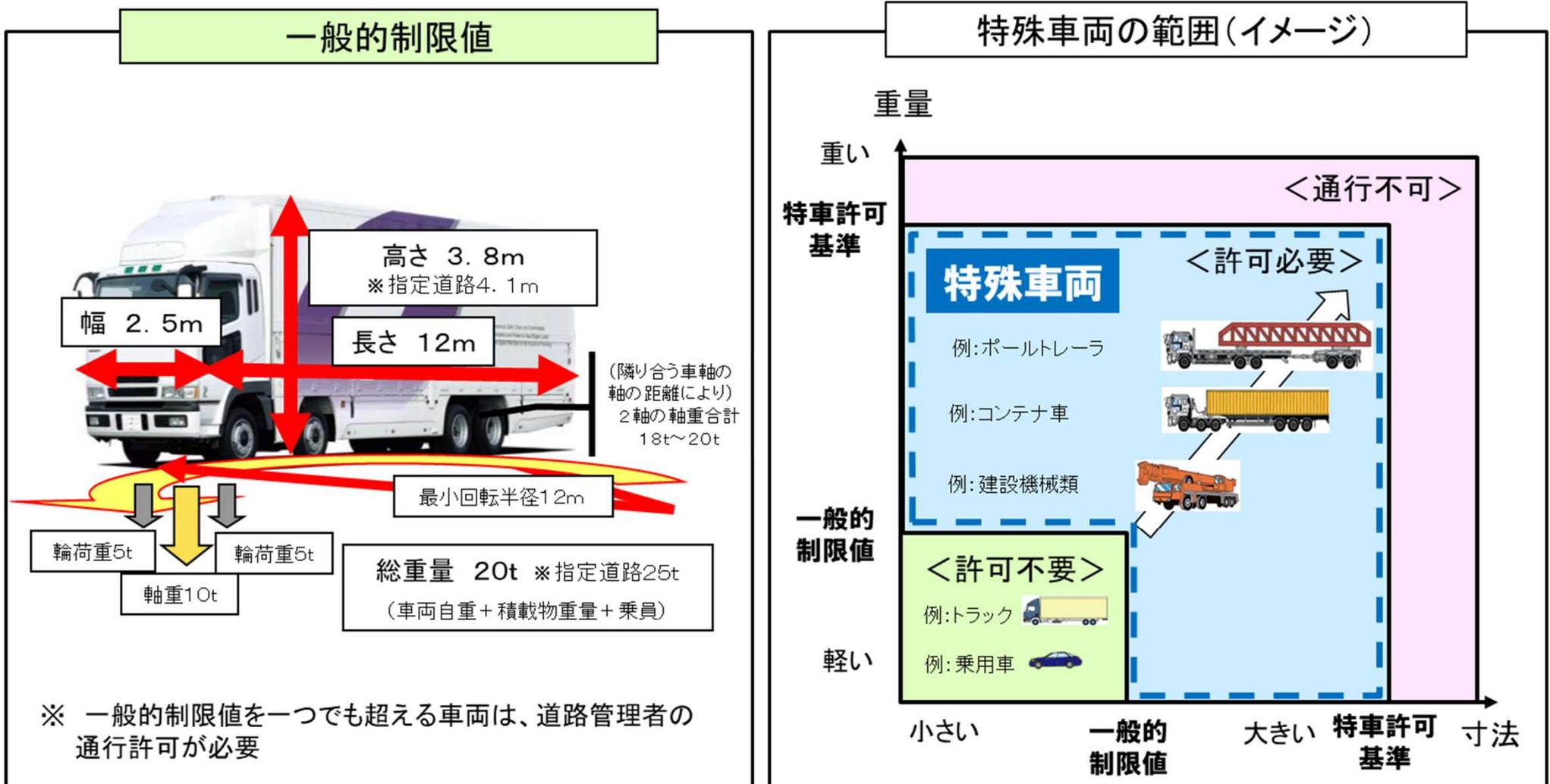
# 特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン

## 講習用ビデオ



# 1. 特車通行許可制度の概要

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路法に基づく特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可



## 2. 誘導等に係る通行条件の内容(条件書記載事項)

《誘導車配置等条件》			
重量に関する条件		寸法に関する条件	
A	特別な条件を付さない。	A	特別な条件を付さない。
B	橋梁、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋梁等」という。)を通行するときは、 <b>徐行</b> をすること。	B	屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所を通行するときは、 <b>徐行</b> をすること。
C	C条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。 ① <b>徐行</b> をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、 <b>通行する車線の一の径間</b> を同時に通行する <b>他の車両がない状態で通行</b> すること。 ③②のため、許可車両の <b>後方に1台の誘導車を配置</b> し通行すること。	C 屈曲部 幅員狭小部 上空障害箇所	C条件の付された屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所については、以下を条件とする。 ① <b>徐行</b> をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の <b>前方に1台の誘導車を配置</b> し、その連絡又は合図を受けて通行すること。
D	D条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。 ① <b>Cの各条件</b> ②隣接車線の前方(隣接車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、 <b>隣接車線における一の径間</b> を同時に通行する <b>他の車両がない状態で通行</b> すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は <b>一時停止</b> すること。)	C 交差点	C条件の付された交差点を左折又は右折するときは、以下を条件とする。 ① <b>徐行</b> をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の <b>前方に1台の誘導車を配置</b> し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。

(注1) 徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注2) 誘導車は、**特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。**

### 3. 誘導の主な目的

- (1) 橋梁、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋梁等」という。)**  
**において道路構造物の耐荷力を超える車両の通行を回避すること**
- (2) 屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所において交通の安全を確保すること**

## 4. ガイドライン

**道路法第47条の2第1項の規定による許可の際に付された条件に基づいて誘導車の配置等を行う場合は、以下に従うことが推奨されます。**

**ただし、付された条件で明示されている内容(注)は、従う必要があります。**

(注)

例 : 許可車両の前方又は後方に誘導車を配置すること  
誘導車は、特殊車両以外の車両であること など

# 4. ガイドライン

## 【一般的事項】

### (1) 誘導車の基本的な役割

- ① 特殊車両の通行を補助するため、
  - ・対向車等の通行の状況
  - ・道路の形状
  - ・駐車車両や工事箇所等の通行の障害等に係る情報を視認により収集し、特殊車両の運転者に連絡、助言等すること。
  
- ② 対向車や後方の車両に対し、注意喚起すること。

## (2) 誘導車とする車両

- ① 特殊車両を使用しないこと
- ② 隣接車線の対向車及び後方の車両から一見して認識できるように次のいずれかの方法によって、「誘導中」である旨を表示すること
  - i) 緑色灯の装着(回転するものを含む)  
(地方運輸局長の基準緩和の認定(道路運送車両の保安基準第55条)が必要)
  - ii) 標識の装着又はステッカーの貼付  
(灯火もしくは反射物である場合は、道路運送車両の保安基準第42条の規定に適合したもの)
- ③ 昼夜を問わず前照灯を点灯すること

# 4. ガイドライン

## ■ 緑色灯及び標識の例



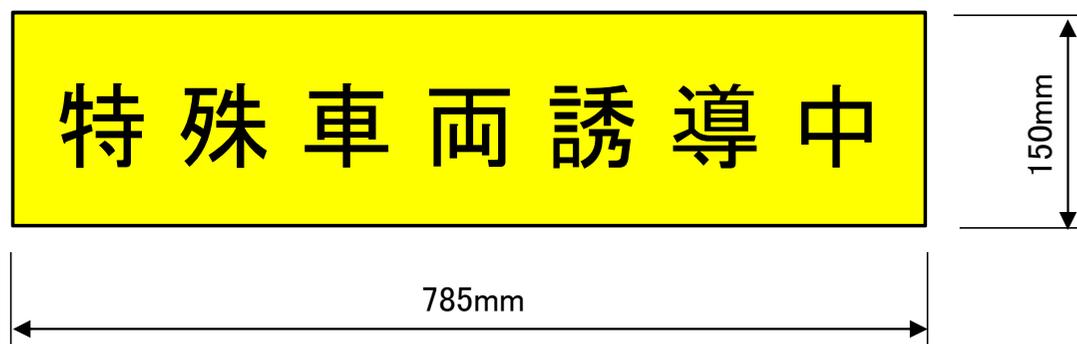
# 4. ガイドライン

## ■ マグネット式ステッカーの例



## ■ マグネット式ステッカーの寸法例

【車両前方(ボンネット上)及び車両後方に貼り付け】



## 4. ガイドライン

### (3) 誘導車の運転者

①以下のいずれかの講習を受講した者が運転を行うこと。

i) 国土交通省が提供するオンラインシステムによる講習

⇒ オンラインシステムで受講修了書を発行

ii) 上記 i) の講習に準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習

⇒ 講習主催者が、i) 同様の受講修了書を上記の

オンラインシステムで発行

(取締り時の確認等のため一元管理。なお、講習主催者は、オンラインシステムで発行する受講修了書に加え、独自の受講修了書等の発行も可能。)

## 4. ガイドライン

### (3) 誘導車の運転者

#### ② 外注により誘導車を配置する場合

特殊車両を通行させる者は、以下のいずれかの方法等により、誘導車の運転者が①のいずれかの講習を受講したことを証明する書面(オンラインシステムによる受講修了書)を通行が終了するまでの間、必要に応じて確認できるようにしておくこと。

- i) 誘導車の運転者に係る受講修了書(オンラインシステムにより発行されたもの)の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
- ii) 誘導車を配置した通行に際し、誘導車の運転者が、本人の受講修了書(オンラインシステムにより発行されたもの(写しを含む))を携行していることを確認しておくこと。

## 4. ガイドライン

### (4) 誘導開始前の打合せ

通行前に、以下の事項について確認を行うこと。

- ① 予定する通行経路
- ② 通行条件が付されている区間等における許可車両の通行の方法
- ③ 誘導車の配置の入替え(許可車両の前方から後方又は後方から前方への入替え)を行う地点
- ④ 休憩予定の場所
- ⑤ 通行中の許可車両運転者と誘導車運転者との間の意思疎通の方法
- ⑥ 通行にあたっての留意点(当該許可車両の通行の特性、積載する貨物の概要等)
- ⑦ 夜間の通行の条件が付されている場合には、条件が付されている区間又は箇所を通行する時間の目安

写真提供：一般社団法人 安全輸送協会



誘導開始前の打合せ状況

### (5) 不測の事態が発生した場合の許可車両と誘導車との連絡確保について

- ① 許可車両と誘導車とは、常時相互に無線又は携帯電話(注)で連絡がとれるようにしておくこと。

(注) 道路交通法第71条第5号の5の規定に反しないことが必要  
＜規定の概要＞

停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。)を通話のためにしないこと。

- ② 事故、通行止め等不測の事態が発生したことを発見した場合には直ちに連絡をとること。

## 4. ガイドライン

### (6)特に大きな貨物を運搬しようとする場合等の特則

本ガイドラインは、一般的な車両諸元の特殊車両を想定して最低限行う事項等について記載したものの。

交通の安全を確保する観点から、以下の点を検討し、適切に対応すること。

- ① 車両や貨物の特性を踏まえ、条件書に記載された誘導車に加えて、追加的に生じる役割・対応も含めその補完をするため、誘導車や誘導員を追加して配置する必要性の有無を検討すること。

必要があると判断される場合には、誘導車や誘導員を適切に配置することとし、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせておくこと。

- ② ①により誘導員を配置するときは、誘導員の安全を確保するため蛍光チョッキを着用し、誘導棒を使用すること。

## ■誘導員の装備例



## 4. ガイドライン

### 【個別的事項】

# (1) 条件を付された区間又は箇所を通行する際の誘導方法等

## ① 重量C条件を付された橋梁等を通行する場合

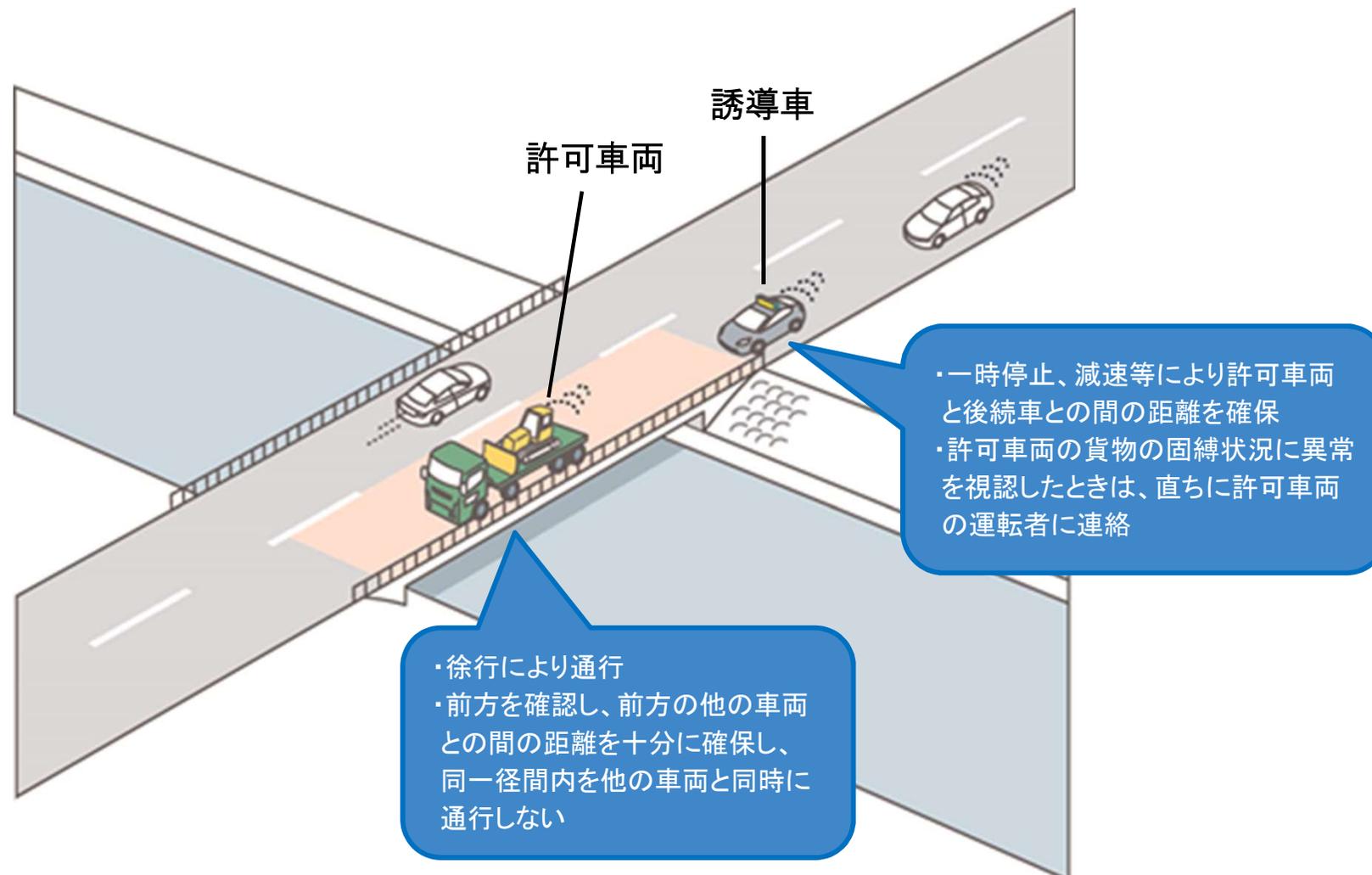
### 【重量C条件】

C条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。

- ① 徐行をすること。
- ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。
- ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。

## ■重量C条件を付された橋梁等を通行する場合

…重量C条件対象範囲



写真提供：一般社団法人 安全輸送協会



前のイラストの状況を示した写真

## 4. ガイドライン

### ②重量D条件を付された橋梁等を通行する場合

#### 【重量D条件】

D条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。

#### ①Cの各条件

②隣接車線の前方（隣接車線が同一方向の車線である場合は後方）を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること（すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。）。

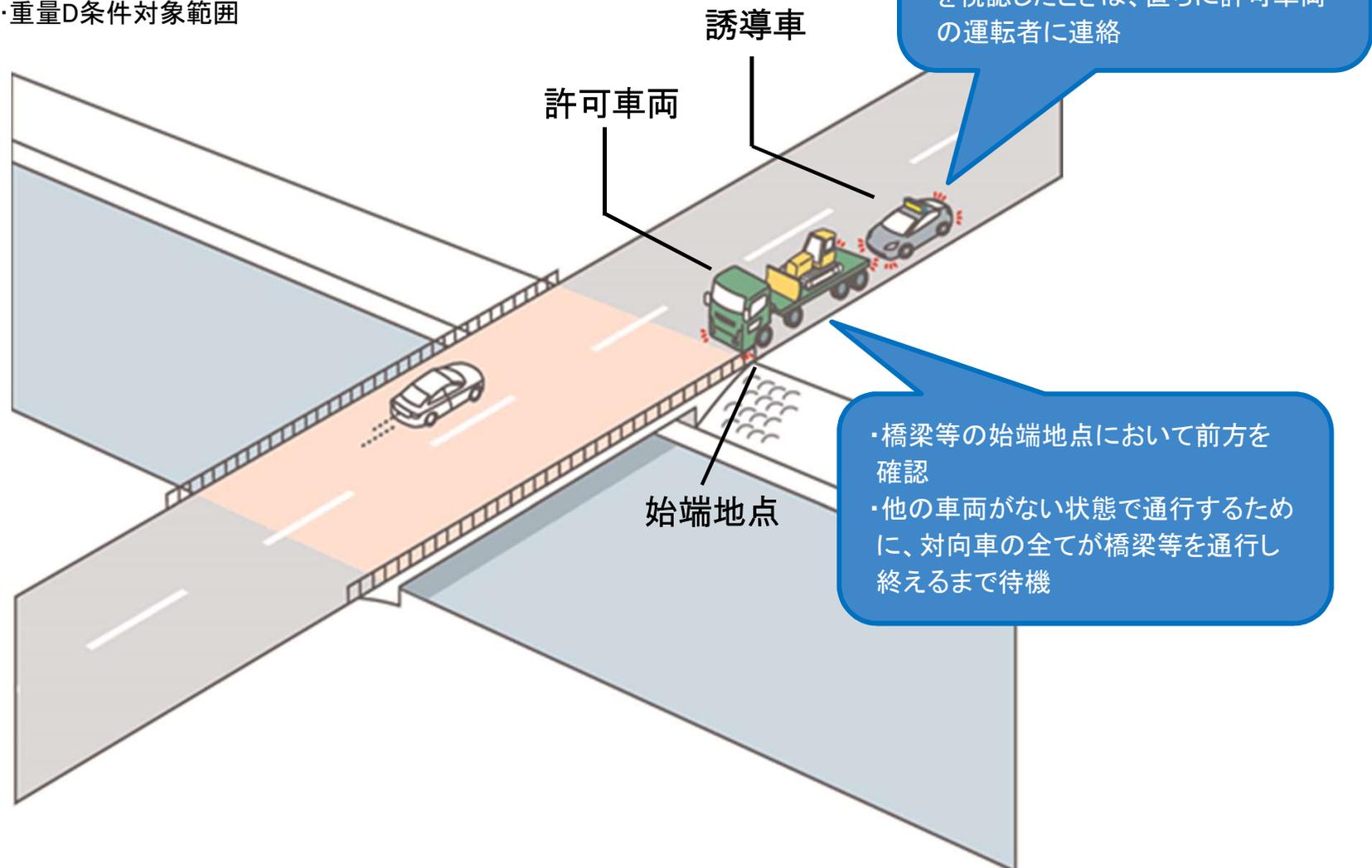
# 4. ガイドライン

## ■重量D条件を付された橋梁等を通行する場合

《隣接車線が対向車線の場合》

※隣接車線を対向車が通行していることを確認した場合

…重量D条件対象範囲



写真提供：一般社団法人 安全輸送協会



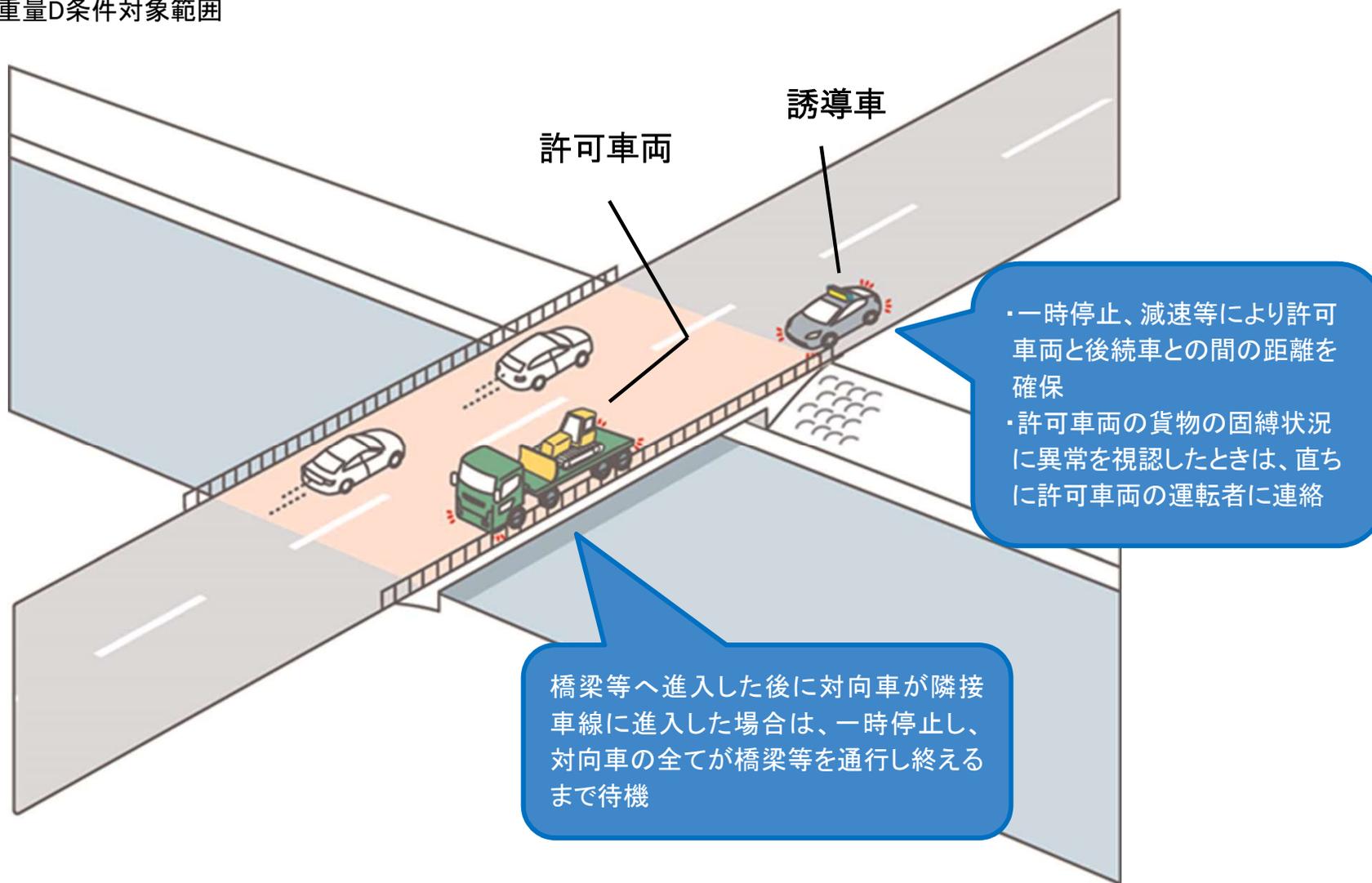
前のイラストの状況を示した写真

## ■重量D条件を付された橋梁等を通行する場合

《隣接車線が対向車線の場合》

※許可車両が橋梁等へ進入した後に対向車が隣接車線に進入した場合

…重量D条件対象範囲



写真提供：一般社団法人 安全輸送協会



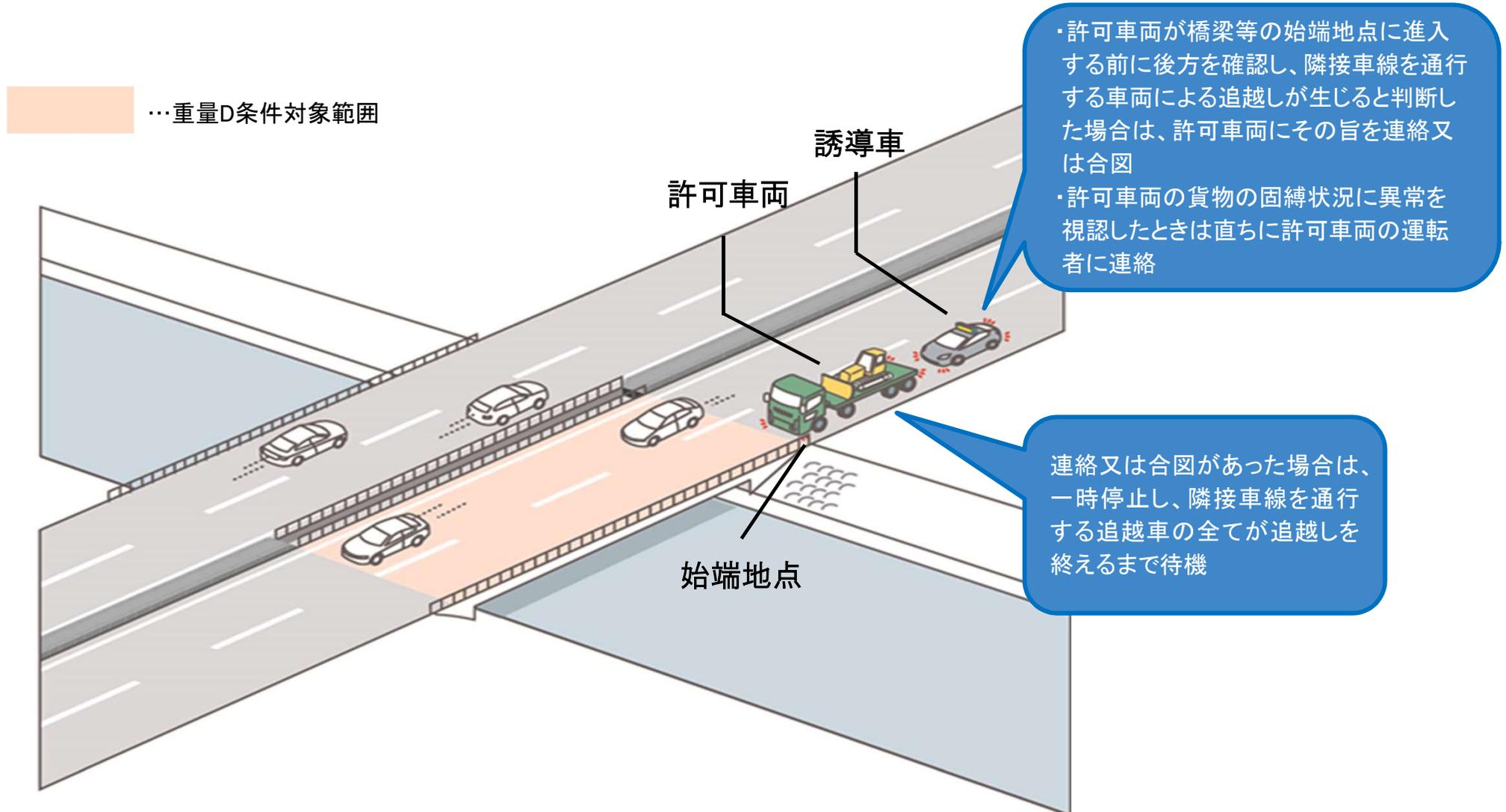
前のイラストの状況を示した写真

# 4. ガイドライン

## ■重量D条件を付された橋梁等を通行する場合

《隣接車線が同一方向の車線の場合》

※隣接車線を通行する車両による追越しが生じうると判断した場合

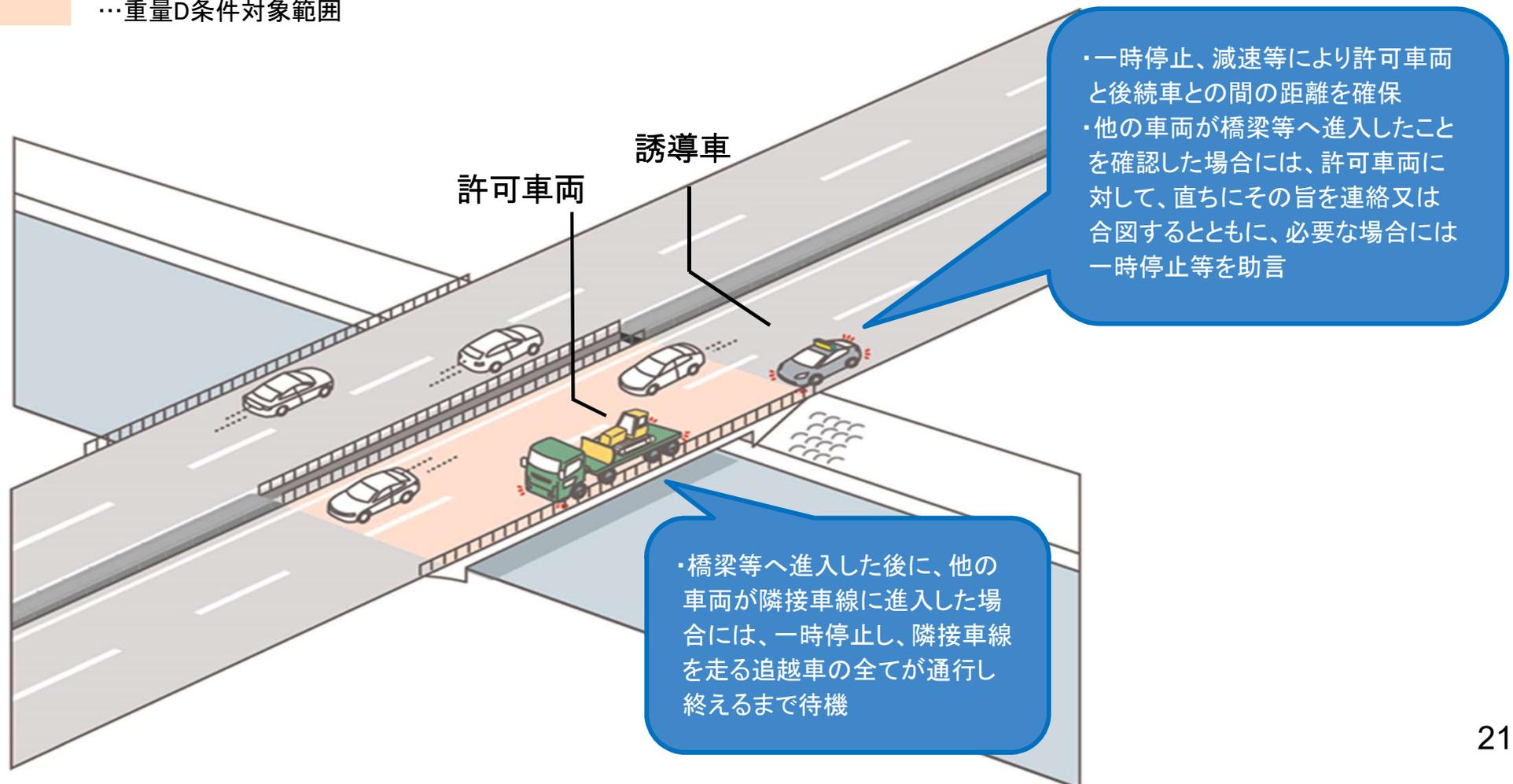


## ■重量D条件を付された橋梁等を通行する場合

《隣接車線が同一方向の車線の場合》

※許可車両が橋梁等へ進入した後に他の車両が隣接車線に進入したことなどによって追越しが生じた場合

…重量D条件対象範囲



## ③寸法C条件を付された屈曲部等を通行する場合

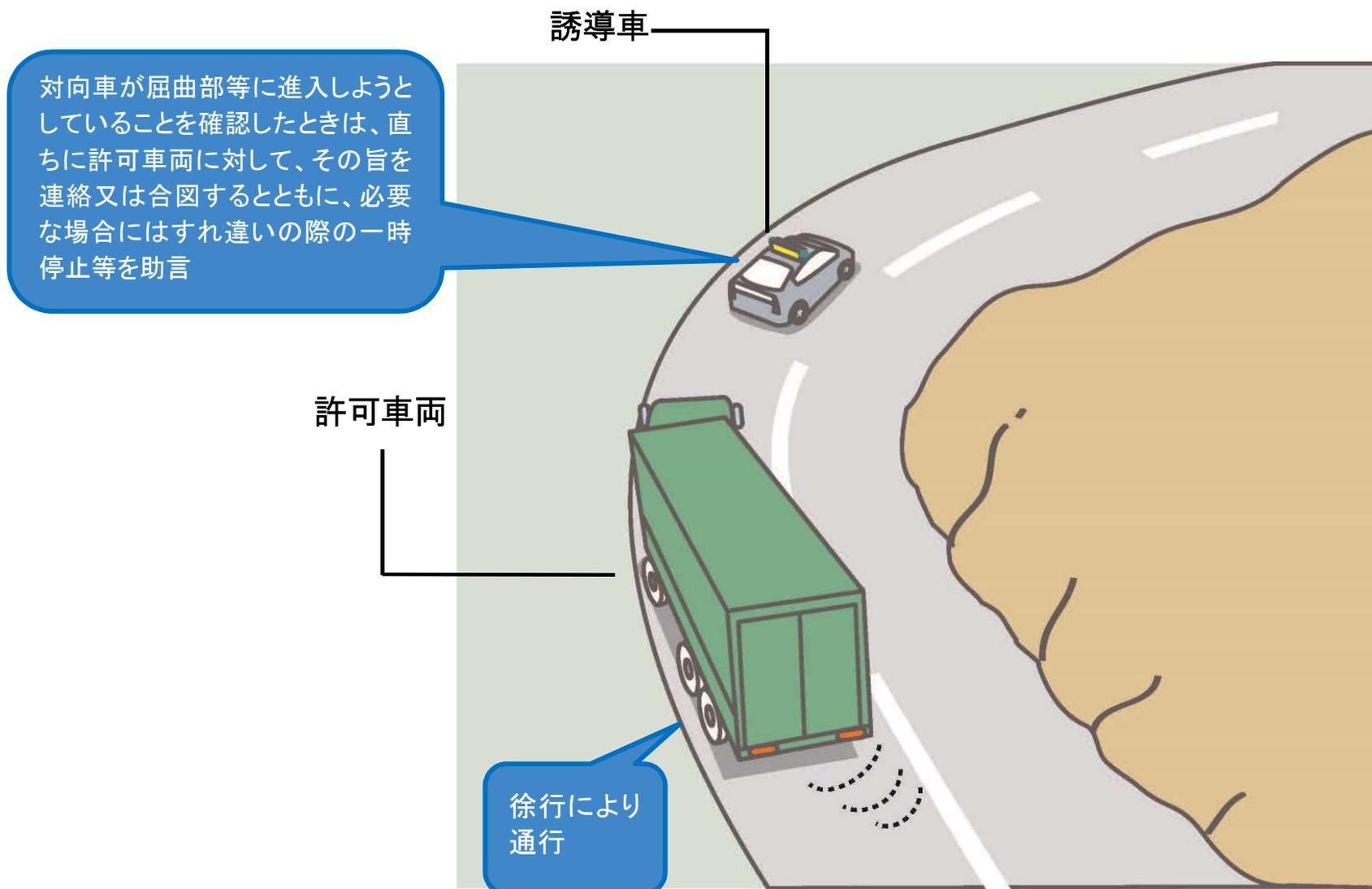
### 【寸法C条件(屈曲部 幅員狭小部 上空障害箇所)】

C条件の付された屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所については、以下を条件とする。

- ①徐行をすること。
- ②対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。
- ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。

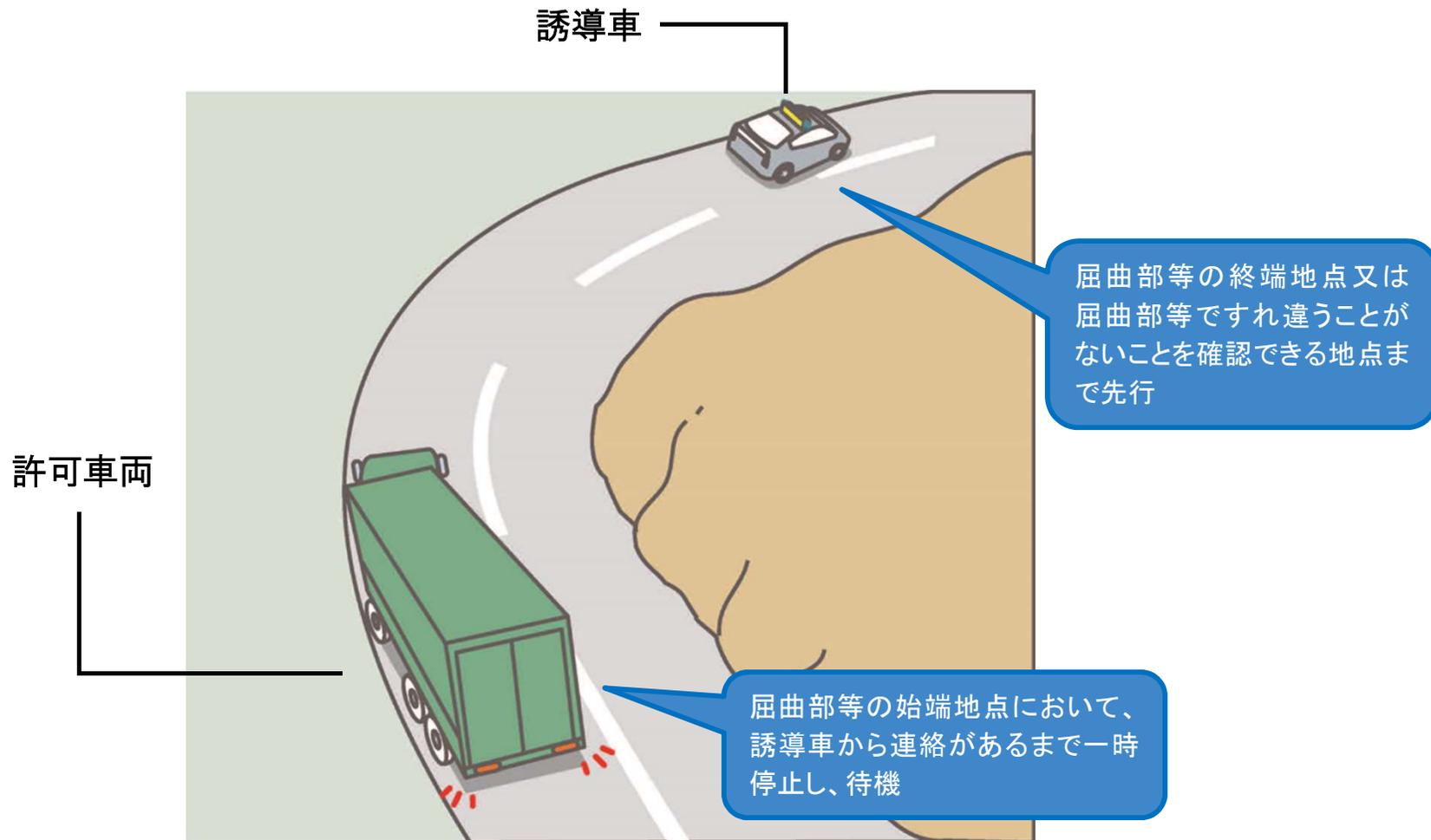
## ■ 寸法C条件を付された屈曲部等を通行する場合

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが可能と判断される場合》



## ■ 寸法C条件を付された屈曲部等を通行する場合

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが不可能と判断される場合》



## ■寸法C条件を付された屈曲部等を通行する場合

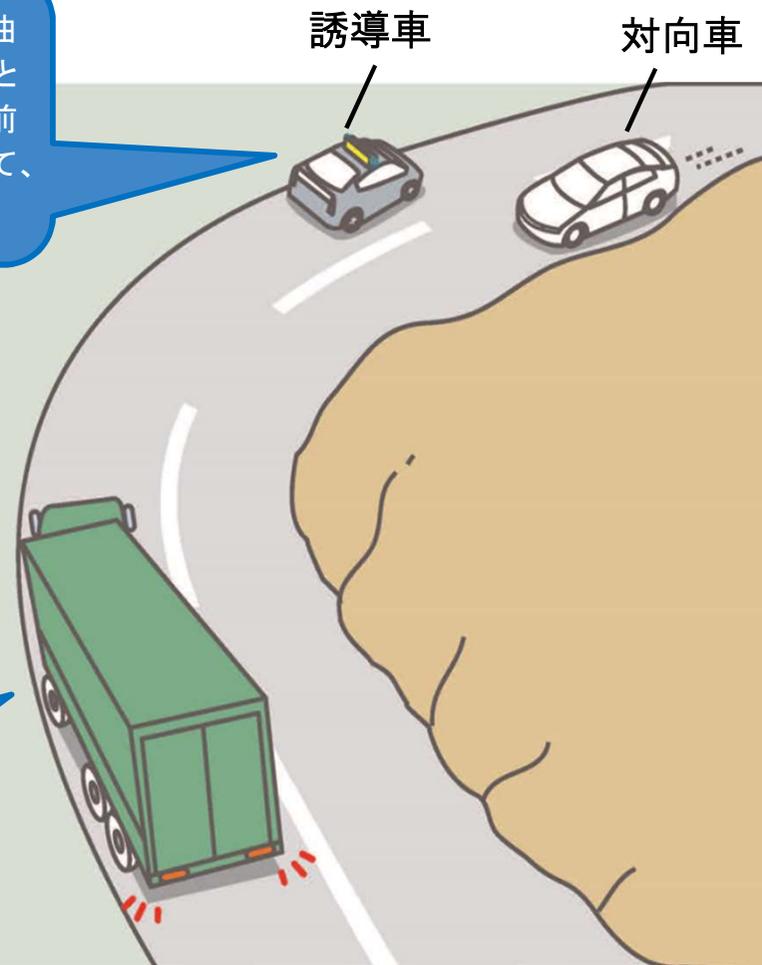
《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが不可能と判断される場合》

※誘導車から、対向車がある旨の連絡を受けた場合

屈曲部等の終端地点又は屈曲部等ですれ違うことがないことを確認できる地点において、前方を視認し、許可車両に対して、対向車がある旨を連絡

許可車両

対向車がある旨の連絡を受けた場合、対向車の全てが屈曲部等を通行し終えるまで待機



• 誘導車は、必要に応じ、誘導棒を使用するなどして、対向車に対して一時停止、後退等による協力を依頼。

## 4. ガイドライン

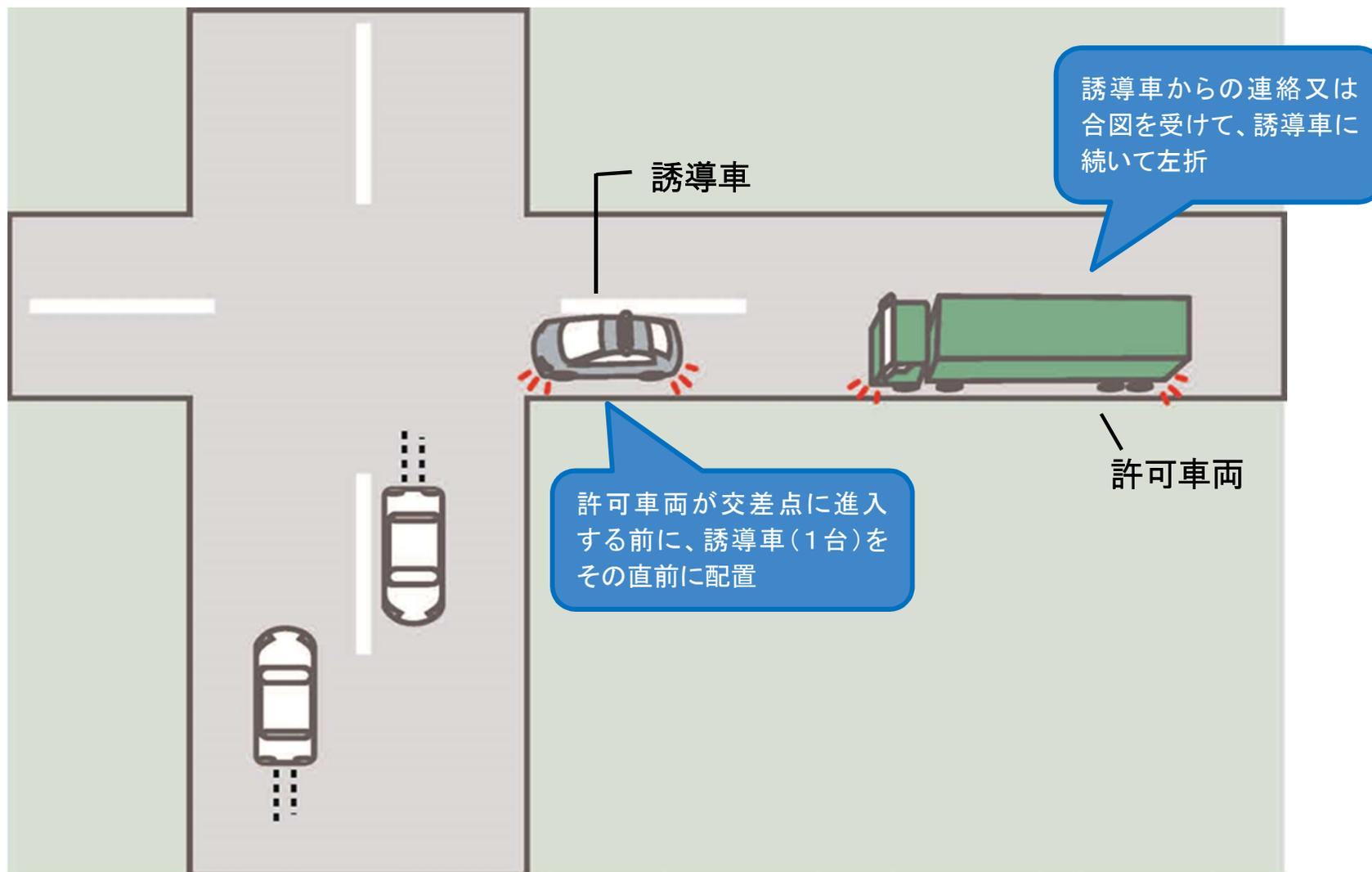
### ④寸法C条件を付された交差点を左折又は右折する場合

#### 【寸法C条件(交差点)】

C条件の付された交差点を左折又は右折するときは、以下を条件とする。

- ①徐行をすること。
- ②対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。
- ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。

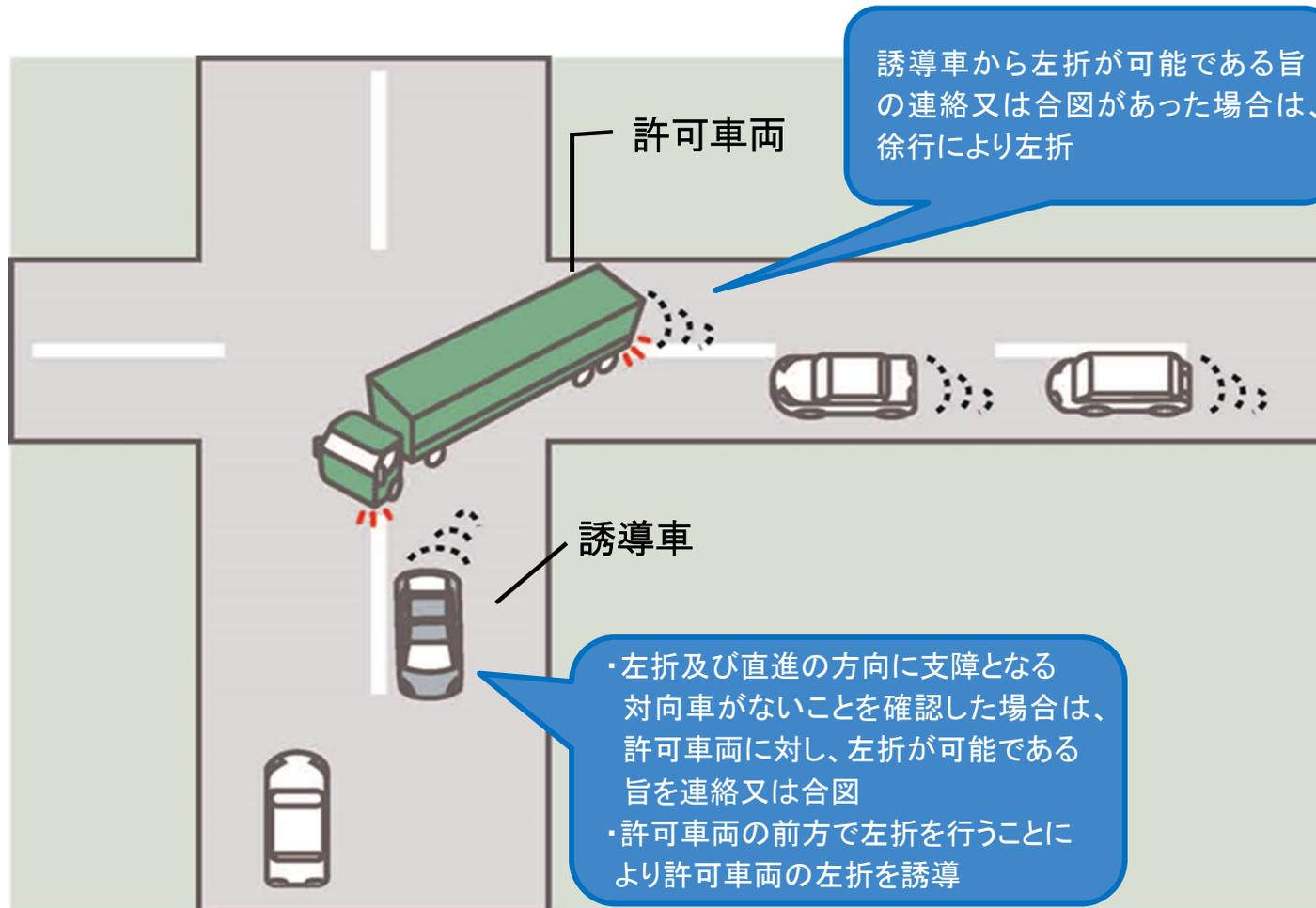
## ■寸法C条件を付された交差点を左折する場合



# 4. ガイドライン

## ■ 寸法C条件を付された交差点を左折する場合

※誘導車が、支障となる対向車がないことを確認した場合



※左折又は右折の方向及び直進の方向に支障となる対向車がある場合

- 誘導車は、許可車両に対して一時停止等の連絡又は合図を行うとともに、当該対向車を先に通行させるよう補助。
- 許可車両は、誘導車からの連絡又は合図に従うとともに、通行可能である旨の連絡又は合図があった場合は、自らも周辺の安全を確認して徐行により通行。

※対向車がある状況で左折又は右折せざるを得ない場合

- 誘導車は、必要に応じ、誘導棒を使用するなどして、対向車に対して一時停止、後退等による協力を依頼。

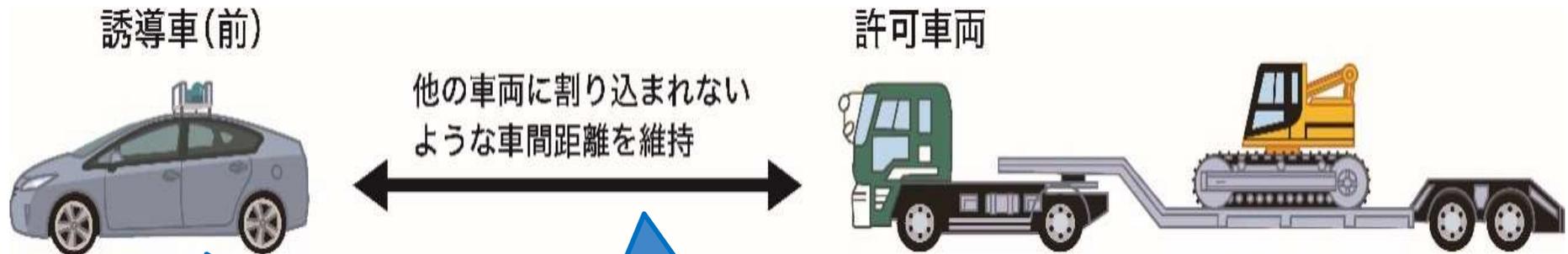
# 4. ガイドライン

## (2) 条件を付されていない区間又は箇所を通行する際の誘導方法等

必ずしも誘導車を配置する必要はない。

ただし、誘導車を配置する場合には、原則として以下の方法によること。

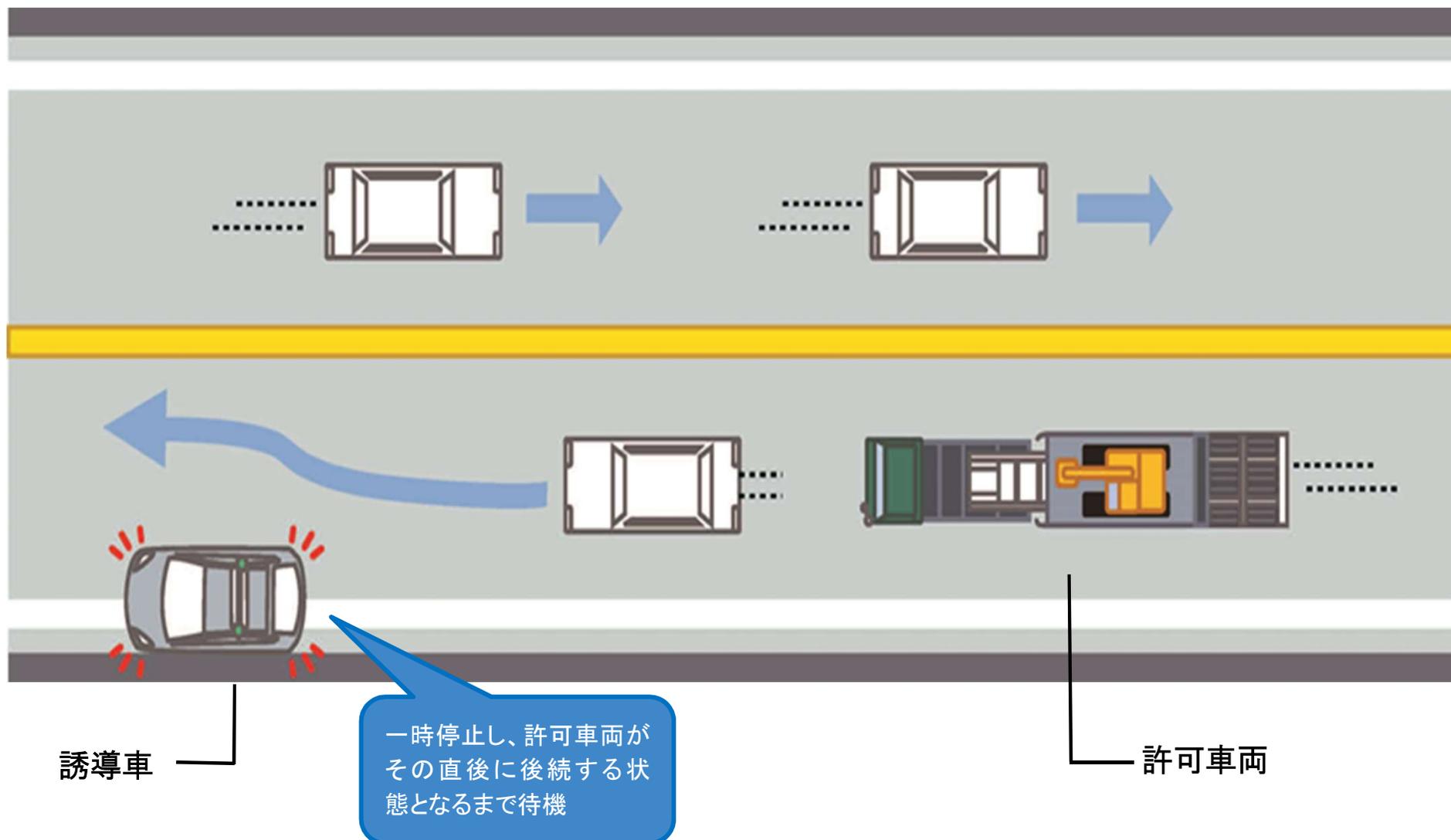
### ① 通常時



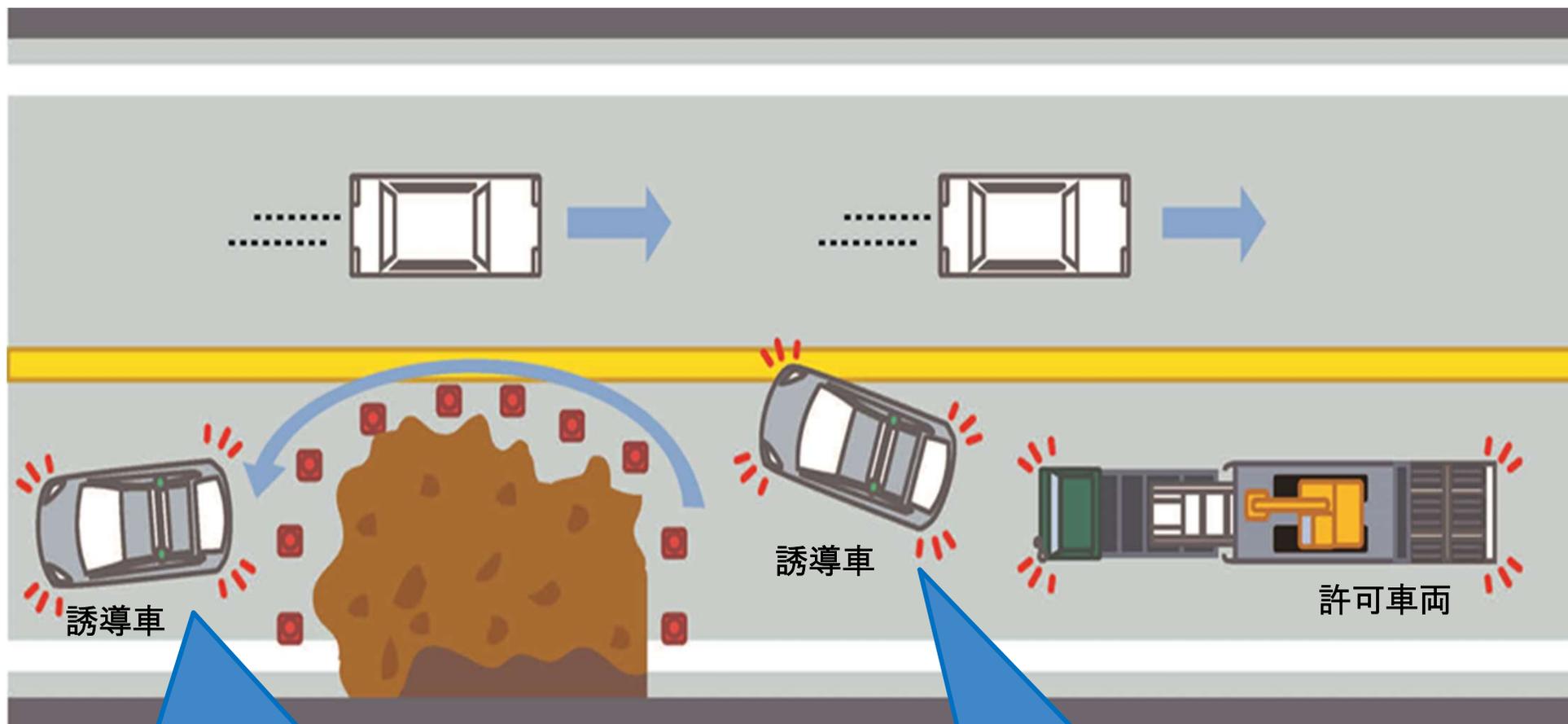
- ・誘導車は、許可車両の直前を通行することにより、対向車等に注意を喚起
- ・誘導車を後方にも配置する場合で、許可車両の貨物の固縛状況に異常を視認したときは直ちに許可車両の運転者に連絡

ただし、山間部等このような車間距離を一定に維持することが困難な場合にあってはこの限りではない

## ②他の車両に誘導車と許可車両の間に割り込まれた場合



## ③通行する車線に障害がある場合



円滑なすれ違いが困難と判断したときは、直ちに許可車両に対して、その旨を連絡又は合図するとともに、必要な場合には、一時停止等を助言

通行する車線に障害があることを視認した場合、必要なときは、許可車両の通行が可能かどうか確認

制作著作  
制作協力

国土交通省 道路局  
(一社) 安全輸送協会